

秋田市老人福祉センター清掃業務仕様書

- ・ 履行場所 (名 称) 秋田市老人福祉センター
(所在地) 秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号
- ・ 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

1 目 的

本業務に当たっては、日常清掃および定期清掃を主たる任務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努め、特に高所作業等については、労働安全衛生規則を厳守して安全管理を期し、作業基準を定め所定の業務を遂行する。

2 基本方針

- (1) 建物の各建材の特性を充分検討のうえ、最適の清掃資材を使用する。
- (2) 作業責任者を定め、日常の教育にも留意して業務を行う。
- (3) 用水および電力の使用については、必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後直ちに消灯する。
- (4) 当該施設の来館者に気持ちよく利用してもらえるよう細心の注意を払い、業務を遂行する。

3 業務実施可能時間

休館日を除く毎日 午前 8 時から午後 5 時まで

4 開館日および開館時間

開館日は、次に掲げる日以外の日とする。

イ 日曜日および祝日（敬老の日を除く。）

ロ 年末年始 6 日間（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

5 日常清掃（清掃作業基準は、別紙添付）

- ・ 毎日 1 回ないし数回行う作業で、付着した汚れおよびゴミを除去する作業

6 定期清掃（清掃作業基準は、別紙添付）

- ・ 床洗浄およびワックス塗布（乾式洗浄）
- ・ 壁面除塵、ドア拭き、壁面低所汚れ落とし、什器備品の清掃等
- ・ 浴室天井洗浄

7 窓ガラス清掃

- ・ 年 2 回（8 月および 3 月）行う作業（作業時期については、変更可能）

8 特別作業

- ・ 日常清掃および定期清掃以外の別途契約により実施する業務
(項目) 外壁洗浄、照明器具清掃、カーペット洗浄、高所壁面洗浄、ブラインド洗浄等

9 その他

資器材および消耗品（洗剤、消毒剤およびワックス）については、受託者にて準備

その他消耗品（トイレットペーパー、水石鹼およびごみ袋）については、委託者が用意する。

10 特記事項

- (1) 受託者は、当該施設の管理運営団体の要請および指示に従うこと。
- (2) 非常時・臨時的に発生した清掃を要する事態については、日常業務の範疇に含めるものとする。
例1：サークル活動等で墨をこぼした場合、原則はサークル活動利用者が原状回復するものであるが、サークル活動後に当該施設の管理運営団体の職員が墨を発見し清掃を依頼した場合は、受託者はこれに応じること。
例2：老人施設であることから、ごくまれに失禁する利用者がいるが、この場合も施設職員の要請に応じ清掃すること。
- (3) 受託者は、当該施設の管理運営団体に対し清掃作業日程を事前に連絡し、日程の協議を経て作業実施すること。
- (4) デイサービスセンターの清掃に関しては、次の点に特に留意すること。
 - ・寄せられる物（重い備品は除く。）は寄せて清掃すること。
 - ・床以外の部分（手すり、天井、玄関ガラス等）にも目を配り、汚れていたら清掃すること。
- (5) 脱衣室・女子更衣室の清掃を念入りに行うこと。
- (6) 和室清掃の際、掃除機を丁寧にかけること。
- (7) この仕様書に定めない事項又は仕様であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろんのこと、委託者と受託者が協議して定めた事項については、従事者に周知徹底し誠実に実施すること。